

「神山すだち園指定短期入所生活介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(徳島県指定 第3671200024号)

当事業所はご利用者に対して指定短期入所介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定を受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業所
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金
5. 苦情の受付について
6. 虐待防止に関する事項
7. 身体拘束の禁止
8. 非常災害対策
9. 災害時事業継続計画
10. 緊急時における対応方法
11. 損害賠償
12. 個人情報の取り扱い
13. 第三者評価

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 有誠福祉会
- (2) 法人所在地 徳島県名西郡石井町石井字石井 1994 番地
- (3) 電話番号 088-675-3738
- (4) 代表者名 理事長 手束 直胤
- (5) 設立月日 昭和54年6月18日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年3月29日指定
徳島県第3671200024号
※当事業所は特別養護老人ホーム神山すだち園に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定短期入所生活介護は、介護保険法に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居宅および共用施設をご利用いただき、短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 神山すだち園指定短期入所生活介護
- (4) 事業所の所在地 徳島県名西郡神山町阿野字長谷 335 番地
- (5) 電話番号 088-678-0708
- (6) 事業所長（管理者）氏名 阿部 啓子
- (7) 当事業者の運営方針
利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、利用者の心身の状態をふまえて、日常生活に必要な援助を行います。また、相当期間以上に渡り、継続して入所する利用者については、短期入所生活介護サービス計画に基づき、利用者の機能訓練、及びその者が日常生活を営む上で必要な援助を行います。介護の提供は懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、サービス提供方法について理解しやすいよう説明を行います。自ら質の評価を行い、常に改善を図ります。
- (8) 開設年月 平成5年10月1日
- (9) 利用定員 10人

(10) 居室の概要

当事業所では以下の居室・設備を用意しています。入居される居室は原則として4人部屋ですが、個室などの他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。(但し、ご利用者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。)

居室・設備の種類	室数	
個室(一人部屋)	6室	
2人部屋	9室	
4人部屋	9室	
合計	24部屋	
食堂	1室	
機能訓練室	1室	〔主な設置機器〕平行棒、滑車
浴室	1室	
医務室	1室	

☆居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設での可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際にはご契約者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

☆居室に関する特記事項

トイレは2ヵ所あり居室外です。

3. 職員の配置状況

当事業所では、ご利用者にたいして指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置に関しては、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 事業所長(管理者)	1	1名
2. 介護職員	20	17名
3. 生活相談員	1	1名
4. 看護職員	4	3名
5. 機能訓練指導員	1	1名
6. 介護支援専門員	1	1名
7. 医師	2	必要数
8. 管理栄養士	1	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数(例：週40時間)で除した数です。

(例)週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、

1名(8名×5時間÷40時間=1名)となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 医師	毎週月曜日 14:00～15:00 毎週火曜日 14:30～17:30 毎週水曜日 13:00～16:00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人数 早朝 7:00～8:00 4名 日中 10:00～16:00 7名 夜間 19:00～7:00 2名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人数 早朝 8:00～9:00 1名 日中 10:00～16:00 2名
4. 機能訓練相談員	日中 1名

☆土・日曜日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1)利用料金が介護保険から給付される場合
(2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1)介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 栄養管理

- ・当事業所では、管理栄養士により、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養及び内容の食事の提供を行います。
- ・ご利用者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 8:00～9:00 昼食 12:00～13:00 夕食 17:00～18:00

②入浴

- ・入浴は週2回、また、清拭を必要に応じて随時行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復、またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。
- ・生活にリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

(2)介護保険の給付の対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

① 食事の提供(食材費及び調理費)

利用者に提供する食事の材料費及び調理にかかる費用です。

実費相当額の範囲にてご負担いただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された食費の金額（一日あたり）の御負担となります。

料金：1日当たり標準基準額 1,445 円（朝食：400 円 昼食：545 円 夕食：500 円）

② 居住費（光熱費水費用及び室料〈建物設備の減価償却費用等〉）

この施設及び設備を利用し、滞在されるに当たり、多床室利用者の方には光熱水費相当額、個室利用の方には光熱水費相当額及び室料（建物設備の減価償却費用等）をご負担していただきます。ただし、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方につきましては、その認定証に記載された滞在費(居住費)の金額（一日あたり）の御負担となります。

- ・多床室（2人部屋、4人部屋）・・・一日当たり 915 円
- ・従来個室 ・・・一日当たり 1,231 円

③ 散髪

[理髪サービス]

月に2回、理容師の出張による理髪サービス（調髪、顔剃）をご利用いただけます。

利用料金：1回当たり1,200円

④レクリエーション・クラブ活動

ご契約者並びにご利用者の希望によりレクリエーション、クラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

⑤サービス提供の記録と複写物の交付

事業者は、契約者に対するサービス提供について記録を作成し、サービス提供終了後5年間保管し、契約者はいつでも閲覧できます。また、必要に応じて複写物を交付します。複写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます。1枚につき10円

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等のご利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかわる費用を負担いただくことがあります。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦電化製品をご使用される場合は一製品につき300円/月額をご負担いただきます。

〈サービス利用料金（1日当たり）〉（契約書第9条参照）

別紙料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払いください。（サービスの利用料金は、ご利用者の要介護度及び、負担割合に応じて異なります）

☆その他介護保険によるサービス

療養食加算・・・医師の指示に基づく療養食を提供した場合。

☆ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を発行します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合、事前に変更の内容と変更する事由について、変更する2ヶ月前までにご説明します。

(3)利用料金のお支払方法（契約書第9条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払いください。引き落としによるお支払い方法もごございます。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第10条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者（利用者）の都合により、短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日前日までに事業所に申し出てください。

○サービスの変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者（利用者）の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用日時を契約者に提示して協議します。

○ご利用者がサービスを利用している期間でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第25条参照）

(1) 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情や相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 阿部 啓子
〔職名〕 神山すだち園 園長

○受付時間 毎週月曜日～金曜日
08:30～17:15

また、苦情受付ボックスを神山すだち園玄関ホールに設置しています。

(2) 苦情解決第三者委員 中立な立場で双方の言い分を聞きアドバイスをを行います。

栗飯原康夫 088-676-0412 大塩貴行 090-8970-5760

(3) 行政機関その他苦情受付機関

神山町役場健康福祉課 介護保険係	所在地 徳島県名西郡神山町神領字本間 100 電話番号 088 - 676 - 1114 FAX 088 - 676 - 1100 受付時間 9:00～17:00
石井町役場長寿社会課 介護保険係	所在地 徳島県名西郡石井町高川原字高川原 121 番地 1 電話番号 088 - 674 - 6111 FAX 088 - 675 - 1500 受付時間 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 徳島県徳島市川内町平石若松 7 8 - 1 電話番号 088 - 666 - 0111 FAX 088 - 666 - 0116 受付時間 09:00～17:00
徳島県社会福祉協議会	所在地 徳島県徳島市中昭和町 1 - 2 電話番号 088 - 654 - 4461 FAX 088 - 654 - 9250 受付時間 09:00～17:00
徳島県長寿いきがい課	所在地 徳島県徳島市万代町 1 丁目 1 番地徳島県庁 2 回南側 電話番号 088 - 621 - 2186 FAX 088 - 621 - 2840 受付時間 09:00～17:00

6. 虐待防止に関する事項

事業所は虐待の発生またはその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話設置等の活用可能）を3ヶ月ごとに定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を年2回定期的に実施します。
- (4) 上記(1)から(3)を適切に実施するための担当者をおきます。

施設はサービス提供中に当該施設職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

7. 身体拘束の禁止（緊急やむを得ず身体拘束を行う際の手続き）

事業所は当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体拘束を行う場合にはその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

- (1) 身体拘束廃止委員会を設置します
- (2) その様態及び時間、その際の利用者の身心の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします
- (3) 利用者またはご家族に説明しその他の方法がなかったか改善方法を検討します。

8. 非常災害対策

- (1) 事業所は、防災管理についての責任者を定め、非常災害に関する計画を作成し、非常災害に備えるため、年2回避難訓練、消火訓練を行います。
- (2) 短期入所生活介護の提供中に天災その他の災害が生じた場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

9. 災害時事業継続計画

別途定めるBCP（事業継続計画）により、大規模な災害や感染症が発生した場合でも、出来る限り事業が継続できる様に尽力します。

10. 緊急時における対応方法

ご利用者に容体の変化や事故等があった場合は、主治医又は協力医療機関に連絡する等の措置を講じるほか、ご家族へ速やかに連絡いたします。

11. 損害賠償

- (1) ご利用者に対する短期入所生活介護の提供中に賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行います。
- (2) 管理者は施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村およびご家族、居宅支援事業所に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

12. 個人情報の取り扱い

- (1) 従業者は業務上知り得たご利用者、又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を雇用契約書の内容に含むものとします。

13. 第三者評価の実施について

提供するサービスについて第三者評価の実施はありません。